

貸金業者登録票

登録番号 関東財務局長 (14) 第 00571 号

登録有効期間 令和7年7月16日～令和10年7月15日

第一生命カードサービス株式会社

日本貸金業協会会員 第 001059 号

貸付条件表

2025年7月16日現在
 第一生命カードサービス株式会社
 関東財務局長(14)第00571号
 貸金業務取扱主任者 福永 佳世子

名称	融資額* (万円)	返済期間	返済回数	実質年率 (%)	返済方式	遅延損害金 年率(%)	担保	ご返済例
キャッシング (リボ)	1~50	1ヶ月~50ヶ月	1回~50回	13.50~ 18.00	元金定額返済方式 ボーナス月元金増額返済方式	20.00	不要	貸付額10万円 毎月元金定額返済額1万円(実質年率18.0%の場合) 2025/7/1貸付 2025/8/5より返済開始 返済額 第1回目 11,726円 第2回目 11,375円 第3回目 11,223円 第4回目 11,035円 第5回目 10,887円 第6回目 10,764円 第7回目 10,611円 第8回目 10,414円 第9回目 10,315円 第10回目 10,152円 返済期間10ヵ月/ 返済回数10回 返済総額108,502円 ※お支払額は、ご利用日により異なります。
キャッシング (一回払い)	1~10	23日~56日/1回	1回	15.00~ 18.00	元利一括返済方式	20.00	不要	貸付額10万円(実質年率18.00%の場合) 2025/7/11貸付 2025/9/5返済 借入期間56日 102,761円 2025/8/10貸付 2025/9/5返済 借入期間26日 101,282円 ※お支払額は、ご利用日により異なります。

- * キャッシングサービスの上限額は、キャッシング(リボ)及びキャッシング(一回払い)を合算して50万円となります。
- ※ ご返済例はご利用日により異なります。
- ※ 審査によりご希望に添えない場合がございます。
- ※ ご提出書類のうち居住証明として住民票・在留カードなどいずれか1点をいただく場合がございます。
- ※ ご本人様を確認できるもの、所得を証明するもの、およびご利用目的を確認できるものをご提出いただく場合がございます。
- ※ 諸費用および各種手数料のうち消費税の対象となるものにつきましては、別途ご負担いただきます。
- ※ ご融資条件は経済情勢の変動により変更する場合がございます。

貸金業法に基づく指定紛争解決機関の公表

加盟個人情報情報機関のお知らせ

弊社が割賦販売法および貸金業法に基づき加盟している指定個人情報機関は次のとおりです。

弊社は、「貸金業法第12条の2の2」に基づき指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結しました。 つきましては、同条に基づき下記のとおり指定紛争解決機関の名称を公表いたします。	
記	
名称	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階
電話番号	0570-051-051 (ナビダイヤル)
* 「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」は、貸金業のご利用に関するさまざまなご相談・苦情をお受けするための金融庁の指定をうけた機関です。 指定紛争解決機関の業務等の詳細は、同機関のホームページ(https://www.j-fsa.or.jp/)をご覧ください。	

名称	株式会社シー・アイ・シー(CIC) 割賦販売法に基づく指定個人情報機関 貸金業法に基づく指定個人情報機関
住所・電話番号	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 Tel. 0570-666-414 (ナビダイヤル) URL https://www.cic.co.jp/ ※株式会社シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。